

甲 第 7 2 号 議 案

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成25年 6 月 1 1 日提出

岡山市長 高 谷 茂 男

岡山市条例第 号

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

岡山市国民健康保険条例（昭和36年市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「毎月」を「7月から翌年の3月までの各月の」に改める。

第15条の2を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の岡山市国民健康保険条例の規定は、平成26年度以降の年度分の保険料について適用し、平成25年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案理由

仮算定保険料を廃止することにより、国民健康保険料の算定方法を分かりやすくするため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 7 3 号 議 案

岡山市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
岡山市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成25年 6 月 1 1 日提出

岡山市長 高 谷 茂 男

岡山市条例第 号

岡山市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例
岡山市保健衛生関係事務手数料条例（平成12年市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第22号ア及び第23号ア中「規定による」の次に「第一種」を加える。

附 則

この条例は、平成25年9月1日から施行する。

提案理由

動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 7 4 号 議 案

岡山市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成25年 6 月 1 1 日提出

岡山市長 高 谷 茂 男

岡山市条例第 号

岡山市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

岡山市動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年市条例第41号）の一部を次のように改正する。

本則（第25条を除く。）中「ねこ」を「猫」に改める。

第25条の見出し中「ねこ」を「猫」に改め、同条第1項中「第21条第1項」の次に「若しくは第2項」を加え、「又はねこ」を「若しくは猫又は前条第3項の規定により処分することができることとなった野犬等」に改める。

第28条を次のように改める。

（緊急時の措置）

第28条 法第26条第1項の特定動物（以下この条において「特定動物」という。）の飼い主は、その飼養する特定動物が飼養施設から逸走したときは、直ちにその旨を保健所長及び警察官に通報するとともに、付近の住民に周知させ、当該特定動物を捕獲する等特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するため必要な措置を採らなければならない。

2 特定動物の飼い主は、地震、火災その他の災害が発生したときは、特定動物の逸走を防止するための措置その他応急措置を実施し、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止しなければならない。

附 則

この条例は、平成25年9月1日から施行する。

提案理由

動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、所要の措置を講ずる等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 7 5 号 議 案

岡山市子ども・子育て会議条例の制定について

岡山市子ども・子育て会議条例を次のように制定するものとする。

平成25年 6 月 1 1 日提出

岡山市長 高 谷 茂 男

岡山市条例第 号

岡山市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、岡山市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時の委員（以下「臨時委員」という。）を増員することができる。

(委員)

第4条 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業等に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 地域において子育て支援等を行う者

(5) 経済団体，労働者団体その他各種団体の関係者

(6) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は，3年とする。ただし，委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は，特別の事項に関する調査審議が終了したときは，解嘱されるものとする。

4 委員及び臨時委員は，再任されることができる。

(会長等)

第5条 子ども・子育て会議に，会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は，委員の互選によりこれを定める。

3 会長は，子ども・子育て会議を代表し，会務を総理する。

4 副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき又は欠けたときは，その職務を代理する。

(会議等)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は，会長が必要に応じて招集し，会長が議長となる。

2 会議は，委員及び臨時委員（当該会議の議事に係る臨時委員に限る。次項において同じ。）の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は，出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

4 会長は，必要に応じ，会議に関係者の出席を求め，説明又は意見を聴くことができる。

5 第2項及び第3項の規定にかかわらず，次条第1項及び第6項並びに第9条に係る議事は，委員の過半数が出席する会議において，出席した委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

(部会)

第7条 子ども・子育て会議は，第2条に掲げる所掌事務の一部について調査審議させるため，必要に応じて，部会を置くことができる。

2 部会は，会長が指名する委員及び臨時委員で組織する。

3 部会に部会長を置き，会長がこれを指名する。

- 4 部会長に事故があるとき又は欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。
- 5 部会の調査審議が終了し、及び議決を行ったときは、部会長は、その結果を会長へ報告しなければならない。
- 6 会長は、前項の規定による報告があったときは、子ども・子育て会議に諮るものとする。
- 7 第5条第3項の規定は部会長について、前条（第5項を除く。）の規定は部会の会議について準用する。

（守秘義務）

第8条 子ども・子育て会議の委員及び臨時委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（その他）

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議及び部会の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定め、その他この条例の施行に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

岡山市子ども・子育て会議を設置するため、本条例を制定しようとするものである。

甲 第 7 6 号 議 案

岡山市クラインガルテン条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市クラインガルテン条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成25年 6 月 1 1 日提出

岡山市長 高 谷 茂 男

岡山市条例第 号

岡山市クラインガルテン条例の一部を改正する条例

岡山市クラインガルテン条例（平成7年市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条の5第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) クラインガルテンの利用料金収入の実績

第6条の次に次の3条を加える。

(利用料金)

第6条の2 第3条の2の規定により、クラインガルテンの管理を指定管理者に行わせる場合においては、前条第1項の規定にかかわらず、使用者は、次項の規定により定められた利用料金を使用許可と同時に指定管理者に納付しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。

2 指定管理者が管理するクラインガルテンの施設及び設備の利用料金は、別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の収入)

第6条の3 利用料金は、指定管理者の収入として収受させる。

(指定管理者の指定の取消し等があった場合における使用料の取扱い)

第6条の4 使用者は、指定管理者の指定が取り消されたとき、又は管理の業務の全部の停止を命ぜられたときは、第6条の2第2項の規定により定められた額をクラインガルテンの使用料として市に納付しなければならない。

別表第2中「(第6条関係)」を「(第6条, 第6条の2関係)」に改める。

附 則

この条例は, 公布の日から施行する。

提案理由

牧山クラインガルテンに指定管理者制度を導入するに当たり, 利用料金制を設けるため, 本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 7 7 号 議 案

岡山市公園条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成25年6月11日提出

岡山市長 高 谷 茂 男

岡山市条例第 号

岡山市公園条例の一部を改正する条例

岡山市公園条例（昭和35年市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項の表に次のように加える。

南輝ふれあい公園	岡山市南区南輝三丁目
----------	------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

南輝ふれあい公園を設置するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 7 8 号 議 案

岡山市児童遊園地条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市児童遊園地条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成25年6月11日提出

岡山市長 高 谷 茂 男

岡山市条例第 号

岡山市児童遊園地条例の一部を改正する条例

岡山市児童遊園地条例（昭和48年市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

平野第12遊園地	岡山市北区平野
御舟入町遊園地	岡山市北区御舟入町
横井上第7遊園地	岡山市北区横井上
東川原川田遊園地	岡山市中区東川原
中川第5遊園地	岡山市東区中川町
錦第15遊園地	岡山市南区藤田

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

平野第12遊園地ほか5遊園地を設置するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 7 9 号 議 案

岡山市下水道スポーツ広場条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市下水道スポーツ広場条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成25年 6 月 1 1 日提出

岡山市長 高 谷 茂 男

岡山市条例第 号

岡山市下水道スポーツ広場条例の一部を改正する条例

岡山市下水道スポーツ広場条例（平成4年市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条の表並びに別表及び別表備考中「旭西浄化センタースポーツ広場」を「旭西排水センタースポーツ広場」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

旭西浄化センタースポーツ広場の名称を変更するため、本条例の一部を改正しようとするものである。